

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年7月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2201127号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300068号

第1 結論

請求者のA社における令和元年*月*日から令和2年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年*月から令和2年9月までの標準報酬月額については、32万円から34万円とする。

令和元年*月から令和2年9月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年*月*日から令和2年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の年金記録については、令和4年11月10日(受付)にA社の事業主から、請求者の令和元年及び令和2年に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届が提出され、令和元年*月から令和2年9月までの標準報酬月額が32万円から34万円に訂正されたものの、当該期間の訂正後の標準報酬月額については当該訂正届提出時に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A社の事業主から提出された貸金台帳及び事業主の回答により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円であることが認められる。

また、オンライン記録によると、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間(令和元年*月*日から同年*月*日まで)及び同法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(令和元年*月*日から令和3年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できることから、上記産前産後休業又は育児休業等を開始した日の属する月からその産前産後休業又は育児休業等が終了

する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われたい。

以上のことから、請求者の請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を 34 万円と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300068号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300069号

第1 結論

請求者のA社における令和2年3月30日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

令和2年3月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年3月30日

A社から請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年3月賞与の明細書及びA社から提出された令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(1万8,300円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年3月30日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和5年2月13日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。